

日本による植民地統治の原型：台湾の位置づけ

天理大学国際学部教授
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

1905年2月、いわゆる「六三法」の3度目の延長に向けた議論がおこなわれていた衆議院の「明治二十九年法律六十三号ノ有効期間ニ関スル法律案」委員会の席上、内閣総理大臣の桂太郎は、台湾を「日本本土ト同様ナル領土」とするか、もしくは「殖民地トシテ唯土人ヲ満足サセ、若クハ土匪ヲ殲滅シテ往ク」のかという委員の質問に答えて、「無論殖民地デアリマス内地同様ニハ往カスト考ヘマス」と述べ、政府委員として会議に出席していた台湾総督府民政局長の後藤新平に詳しい説明を任せた。後藤新平はこれを受けて、「民政費ハ全然台湾ノ収入ヲ以テ弁ズルト云フコトニナルデアリマス」と答え、植民地経済の自立と向上を念頭に置きながら、「財政的独立」について言及している。

桂太郎の答弁を受けて、委員のひとり「此台湾ハ、帝国ノ殖民地ト云フコトヲ、現内閣総理大臣ノ明言セラレター言ハ、吾々議員トシテ実ニゾツスルデハゴザイマセヌカ」と述べている。なぜなら、日清戦争以降の台湾の「戦後経営」をめぐる議論のなかで、「台湾ヲ殖民地ニスルト云フコトハ、何レノ内閣カラモ承ツタコトハナイ」⁽¹⁾からであった。前回の論考で触れたとおり、台湾の位置づけをめぐる政府および台湾総督府の答弁は一貫して曖昧なままに推移していたのであり、台湾領有から10年が経とうとしていたこの時期に至って、台湾を「無論殖民地デアリマス」と内閣総理大臣が明言したことは、出席委員たちに一定の衝撃を与える出来事であった。

この時期に台湾が「殖民地」であると明言されるに至った背景には、日清戦争後に進められた台湾経営の推移が大きく関係している。とりわけ、この委員会政府委員として出席していた後藤新平が台湾総督府民政局長・民政長官の職に就いていた1898年から1906年までの台湾における統治事業の展開は、台湾を植民地として定位するのに十分な統治実績を積み上げていた。

台湾在職中の後藤新平が主導したおもな統治事業は、以下の⁽²⁾ようにまとめられている。

総督府官僚制度の改革、治安の確保（乃木総督時代の「三段警備」の廃止と「土匪」（抗日武装勢力）に対する「招降策」の実施）、ペスト・コレラ・マラリア等に対する衛生・医療事業（…）台湾銀行の設立、台湾事業公債20年計画による縦貫鉄道の建設、基隆築港、土地調査事業、阿片・樟脳・食塩の専売事業の確立、台湾製糖の設立による製糖事業の展開、米作、ウーロン茶の市場開拓等が挙げられる。教育分野では、国語教育と医学教育に重点が置かれ、台湾人向けの公学校、総督府師範学校・医学校が整備された。なかでも、台湾旧慣調査は台湾の社会・人文科学的な総合調査として後世の学術的遺産となった。

こうした統治事業の展開のうえに、冒頭に触れた1905年の後藤新平の答弁にあったような「財政的独立」（ここでは「国庫補助金の辞退」を意味する）が果たされることになった。この「財政的独立」に象徴される政治・経済・社会・文化的な諸制度上の「独立」は、台湾を「内地」日本の諸制度から切り離して統治することを既成事実化していくものであり、それは台湾を植民地として位置づける発想のもとに果たされたものであった。

そもそも、後藤新平は台湾総督府着任当初、自らを登用し同時期に台湾総督に就任した児玉源太郎に対し、「凡そ総督の職務なるものは帝国の植民政策の基礎を確立せねばならぬ（…）乃ち総理大臣を始め、内閣員及び内地政治家の頭脳を開拓することが、何よりも緊要なる先決問題である」と進言したと回想している⁽³⁾。日本政府の台湾統治方針が曖昧だった当時の状況のなかで、後藤は明確に「帝国の植民政策の基礎を確立」しなければならぬと考え、そうした考えを政府内に浸透・確立させていかなければならぬと考えていた。上述したような後藤が主導した統治事業の内容は、台湾の環境や在来文化のありかたに基づいたものが多く見られ、在地の人々への「配慮」がうかがえるものであるが、こうした「配慮」のうえに立つことこそが日本の植民地統治の確立に不可欠だと考えられていたことが、以下の文章から看取できる。⁽⁴⁾

簡約して言へば、苟くも殖民地を統治する者は、我誠を土着民の胸中に措くこと能はざれば其成功は出来ない。此要件を果さんとするには、先づ物的・心的の両方面に亘りて民を知らねばならぬ、民衆の心理状態を悉にせねばならぬ、之が先決問題である。此意義を会得して始めて、殖民地統治の政策の基礎を樹て得るのである。

「台湾を法制度上の異域」として位置づけた「六三法」は、1906年にはほぼ同内容で期限を5年とした「三一法」が制定されたが、本論考で見てきたような台湾の統治実績と合わせて考えれば、ここから台湾は明確に植民地として位置づけられていく。同時にそれは、日本の植民地統治が徐々にその内実を獲得・確立していくプロセスでもあった。

おりしも、日本は1905年に日露戦争において「薄氷の勝利」を得てサハリン（樺太半島）南半分の領有権、および朝鮮（大韓帝国）に対する排他的支配権を獲得（いわゆる保護国化）し、1910年には朝鮮併合を実現する。さらなる「新領土」の獲得に際して、日本政府は朝鮮併合にともない朝鮮総督府を設置し、翌年には「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を制定した。「六三法」や「三一法」と同内容の法律が定められ、総督による独裁的な統治体制を速やかに構築しようとする日本政府のこうした動きは、台湾統治の実績を前例に、これを既成のものとしてさらなる「新領土」へと適用していくことによって、その植民地統治体制を確たるものにしていくものであったと捉えることができるだろう。

[註]

- (1) 以上、衆議院委員会での発言は、外務省条約局法規課『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法、及び法三号）の議事録「外地法制誌」第三部附属』（1966年）、192頁、194頁、195頁、および209頁。
- (2) 春山明哲・松田康博・松金公正・川上桃子編『台湾の歴史大全—基礎から研究へのレファレンス—』（藤原書店、2025年）、123頁。
- (3) 後藤新平『日本植民政略一斑』（拓殖新報社、1921年）、第四の1頁。
- (4) 同上書、第四の4頁。